

消費者行政職員向け研修カリキュラムのテーマと視点（案）

2013年6月13日 弁護士池本誠司

研修テーマ	視点（相談員研修との相違）
「地方公共団体における消費者行政の意義と役割」	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本法、消費者安全法 ・消費者行政の歴史と役割 （相談員研修よりも重点を置く）
「消費生活相談の機能と職員の役割」	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者と事業者との格差を踏まえた支援行政の意義、積極的あっせん処理の意義 ・職員による相談処理の支援 （相談員研修の総論に職員の役割論を付加）
「消費生活相談に活用する主な法律」 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法 ・特定商取引法 ・割賦販売法 ・インターネット取引関連法制度 ・個人情報保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事規定の研修は相談員ほど詳細でなくてもよいが、事業者規制を視野に入れた相談処理の視点を付加 （個別事案処理に必要な民事規定だけでなく、行政規定の修得と活用）
「PIO-NET 入力と検索・管理」	<ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET 入力と管理の研修 ・PIO-NET 情報の活用例
「相談情報の活用と消費者啓発」	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への注意喚起・啓発の取組例 ・地域の各種団体の概要と
「高齢者部門等との庁内連携」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守りネットワークの取組例 ・消費生活センターと見守り関係者の連携
「多重債務相談と対応策」	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談に必要な法律知識 ・福祉・税務・教育部門等との庁内連携
「製品事故と自治体職員の役割」	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法、消費生活用製品安全法 ・重大製品事故の通知義務 ・リコール情報の注意喚起・啓発の取組
「消費者教育推進法と自治体の取組」	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進法の内容 ・消費者教育推進地域協議会の設置と運営 ・消費者教育推進基本計画の策定と推進の取組
「消費生活条例の活用」	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の条例の内容と活用例 ・被害救済委員会（苦情処理委員会）の活用例
「消費生活基本計画等の総合的な政策推進」 <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の執行 ・景品表示法の執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行に関する専門的研修、事例検討等 ・消費者庁・経産局・公取地方事務所との連携

新任職員研修、半年・2年目・3年目研修、管理職研修など、体系的に設定する必要あり。

2～3年で転任でなく、数年間の研修と実務経験により、消費者行政職員の役割が果たせる